

低入札価格調査制度の取扱いの運用について

(令和3年3月31日 大仙総契-442)

1. 「大仙市建設工事低入札価格調査取扱実施要領」について

(1) 第3条第1項関係

落札決定を保留する旨の告知は、電子入札システムにあっては「保留通知書」により行うものとする。

(2) 第5条第1項関係

落札者を決定した場合の通知は、電子入札システムにあっては「入札結果通知書」により行うものとする。

(3) 様式第3号付表1関係

失格判断基準調査は、様式第3号付表1により行うものとしているが、担当職員は同表への記入誤り、計算間違い等がないよう十分注意するとともに、入札参加資格確認審査時に同表を添付するなどの方法により、複数の職員のチェック機能が働くよう考慮すること。

(4) その他

低入札価格調査で設定する各基準額の端数処理方法は別紙のとおりとする。

別 紙

端数処理の考え方

1. 調査基準価格→ア

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.7=ア(千円未満を切り捨て)

2. 失格判断基準価格

失格判断基準価格→イ

入札価格の低い10者の平均入札価格×0.99=イ(千円未満を切り捨て)

3. 工事履行の確実性に関する簡易調査

(1) 簡易調査①=ウ

設計上の純工事費の額×0.8×0.99=ウ(千円未満を切り捨て)

(2) 簡易調査②=エ

設計上の現場管理費相当額×0.8×0.99=エ(千円未満を切り捨て)

4. 工事コスト調査基準額

3と同様